【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年６月29日
【会社名】	株式会社遠藤照明
【英訳名】	ENDO Lighting Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠 藤 良 三
【本店の所在の場所】	大阪市中央区本町一丁目６番19号
【電話番号】	大阪06-6267-7095（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営品質本部長 佐 川 武 志
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区本町一丁目６番19号
【電話番号】	大阪06-6267-7095（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営品質本部長 佐 川 武 志
【縦覧に供する場所】	株式会社遠藤照明営業本部営業企画課 (東京都新宿区若葉一丁目４番１号ＥＮＤＯ東京ビル) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号)

1【提出理由】

当社は、平成24年６月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金17円50銭　　総額　220,825,815円

ロ　効力発生日

平成24年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

イ　事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、所要の変更を行うものであります。

ロ 経営体制の充実強化に備えるため、現行定款19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を７名以内から12名以内に変更するものであります。

ハ 社外取締役として有用な人材を確保するため、現行定款第29条（取締役の責任免除）第２項に定める損害賠償責任の限度額を法定額のみとするものであります。

ニ　社外監査役として有用な人材を確保するため、現行定款第37条（監査役の責任免除）第２項に定める損害賠償責任の限度額を法定額のみとするものであります。

第３号議案　取締役６名選任の件

遠藤良三、遠藤邦彦、鍛冶谷栄司、佐川武志、北村壽、平岡孝雄を取締役に選任するものであります。

第４号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役６名及び監査役４名に対し、役員賞与総額3,000万円（うち監査役分250万円）を支給することとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金の処分の件	98,508	77	0	(注) 1	可決　98.98
第２号議案 定款一部変更の件	95,189	3,396	0	(注) 2	可決　95.64
第３号議案 取締役６名選任の件					
遠藤 良三	87,179	11,406	0		可決　87.59
遠藤 邦彦	96,301	2,284	0		可決　96.76
鍛冶谷 栄司	98,425	160	0	(注) 3	可決　98.89
佐川 武志	98,424	161	0		可決　98.89
北村 壽	98,423	162	0		可決　98.89
平岡 孝雄	98,398	187	0		可決　98.87
第４号議案 役員賞与支給の件	97,762	823	0	(注) 1	可決　98.23

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
3 議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。